

## 議案第 1 号

## 茨城町デマンド型乗合タクシー事業概要（案）

## 1 事業実施主体

茨城町。運行業務については、茨城町社会福祉協議会に委託。

## 2 運行区域

運行区域は、茨城町全域。

ただし、乗降場所については、利用者の自宅等及び茨城町の別途定めた場所とする。

## 3 利用対象者

利用者は、茨城町の住民基本台帳に記録されている方で、次のいずれかに該当し、利用登録申請書により利用者登録をした方とする。

なお、利用者登録の有無にかかわらず、同伴として 1 人乗車可（年齢を問わない）とする。

- （1）65 歳以上の方
- （2）運転免許証を自主返納した方
- （3）身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の身体障害者手帳の交付を受けた方
- （4）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
- （5）介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項又は第 2 項の認定を受けた方及び同法 115 条の 45 第 1 項第 1 号に基づく事業を受けることができる方
- （6）療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日付け発見第 156 号）に規定する療育手帳の交付を受けた方
- （7）疾病等により一時的に単独での乗降が困難な方

## 4 運行主体

運行主体は、広浦交通有限会社、山本タクシー有限会社とする。

## 5 運行車両

台数	形態	乗車定数	運行事業者
1 号車	セダン	4 人	広浦交通有限会社
2 号車	セダン	4 人	山本タクシー有限会社

## 6 運行台数

1 運行当たり 2 台とする。

## 7 運行日

月曜日から金曜日までとする。運休日については、次に掲げる日とする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から 1 月 3 日まで

## 8 運行本数及び運行時間

運行本数は、1 日 8 便とする。運行時間は、次のとおりとする。

便	発車時刻	便	発車時刻
1 便	午前 8 時	5 便	午後 1 時
2 便	午前 9 時	6 便	午後 2 時
3 便	午前 10 時	7 便	午後 3 時
4 便	午前 11 時	8 便	午後 4 時

## 9 利用料金

利用料金は、乗車 1 回当たり 300 円とし、同伴する未就学児については無料とする。

ただし、次に掲げる方の利用料金は、乗車 1 回当たり 100 円とする。

- (1) 同伴する小学生
- (2) 「3 利用対象者」の (3) から (6) のいずれかに該当する方
- (3) 「3 利用対象者」の (3) から (7) のいずれかに該当する方を介助する目的のために同伴する方

## 10 予約センター

予約センターは、茨城町社会福祉協議会内に設置する。

## 11 予約方法

予約は、予約センターへの電話その他の方法により連絡する。

## 12 予約受付期間

予約受付期間は、利用する日の 1 週間前から利用しようとする便の 30 分前までとする。

ただし、午前 8 時便及び午前 9 時便については、前日より前に申し込みをする。

### **13 予約受付時間**

予約受付時間は、運行日の午前9時から午後4時までとする。

### **14 1日の利用回数**

1日の利用回数は、1人当たり原則2回までとする。

### **15 その他**

利用者のニーズを把握するため、令和元年12月から令和4年3月31日まで実証運行期間とする。